農薬

肥料

飼料

の販売には「届出」が必要です

上記の資材を入手して**有償無償に関わらず**譲渡する場合、 販売届出が必要です

届出に手数料はかかりません*1

資材を生産する場合は登録または届出が必要です※2

- ※1 届出に必要な添付資料の作成に費用がかかる場合があります
- ※2 自分で生産する農畜産物のための肥料、飼料は手続不要です

飼料は、食用を目的とした家畜の飼料及び飼料添加物が該当します



栃木県農業総合研究センター 環境技術指導部 検査指導課 電話 028-665-1243 320-0002 宇都宮市瓦谷町1080

届出先

農薬販売、肥料販売: 販売場の所在する都道府県の窓口

飼料販売:本社の所在する都道府県窓口

各販売届の栃木県窓口 栃木県農業総合研究センター検査指導課

届出する事項

氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)、 販売する住所等

添付書類 上記のことを確認できるもの

- ・法人の場合:登記事項証明書 1部(写しで可)
- (全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書又は現在事項証明書)
- ・個人の場合 マイナンバーカード表面のコピー、住民票又は運転免許証のコピーのうちいずれか1部(写しで可)
- ・販売業務を行う事業場の地図 1部

詳細は、栃木県農業総合研究センターホームページを御覧ください 栃木県電子申請システムでも手続をすることができます

販売者の遵守事項

- 1 農薬登録のないものを農薬として販売しない
- 2 肥料登録・届出のないものを肥料として販売しない
- 3 飼料届出のないものを飼料として販売しない
- 4 下記の事項を記録した帳簿を作成し保管する

農薬: 農薬の種類ごとに譲受数量及び譲渡数量(農薬取締法第20条)

肥料: 肥料の入荷及び肥料の生産業者、輸入業者、若しくは販売業者に販売したときは、肥料の名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称(肥料の品質の確保等に関する法律第27条)

飼料:譲り受け、又は譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日、相手方の氏名又は名称(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律52条)

5 届出た事項に変更があった場合、速やかに変更の手続をする